

フロン排出抑制法への対応について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収・破壊法)が改正され、平成27年4月1日から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)(別紙1参照)が施工されますので、遺漏のないようご対応願います。

については、各部局等において取り組むべき主な項目として、下記のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

1. 第一種特定製品の調査

各部局等において物品等で購入及び設置をした全ての空調機器及び冷凍冷蔵機器の銘板等を調査し、第一種特定製品に該当する機器を【別添様式1】に記入の上、電子メールにて環境安全課機械担当まで送信する。

また今後、第一種特定製品の購入、設置、移動、廃棄等がありましたら、その都度【別添様式1】に記入の上、電子メールにて環境安全課機械担当まで送信する。

2. 第一種特定製品の整備

整備業者等により、第一種特定製品の整備時にフロン類を充填又は、回収した際は、充填・回収証明書を受け取り、電子メールにて環境安全課機械担当まで送信する。

また、フロン類を再生・破壊した際は、再生証明書・破壊証明書を受け取り、電子メールにて環境安全課機械担当まで送信する。

3. 第一種特定製品の廃棄

第一種特定製品の廃棄を行おうとする第一種特定製品の管理者は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

また、廃棄の際は、第一種フロン類充填回収業者より必要とされる書面(行程管理票・再生証明書・破壊証明書)を受け取り、電子メールにて環境安全課機械担当まで送信する。

4. 保存すべき書面等

充填証明書→保存義務はないが、点検整備記録簿への転記や漏えい量の算定に必要

回収証明書→保存義務はないが、点検整備記録簿への転記や漏えい量の算定に必要

行程管理票→3年間保存

再生証明書→保存義務はないが、処理状況の確認が望ましい

破壊証明書→保存義務はないが、処理状況の確認が望ましい

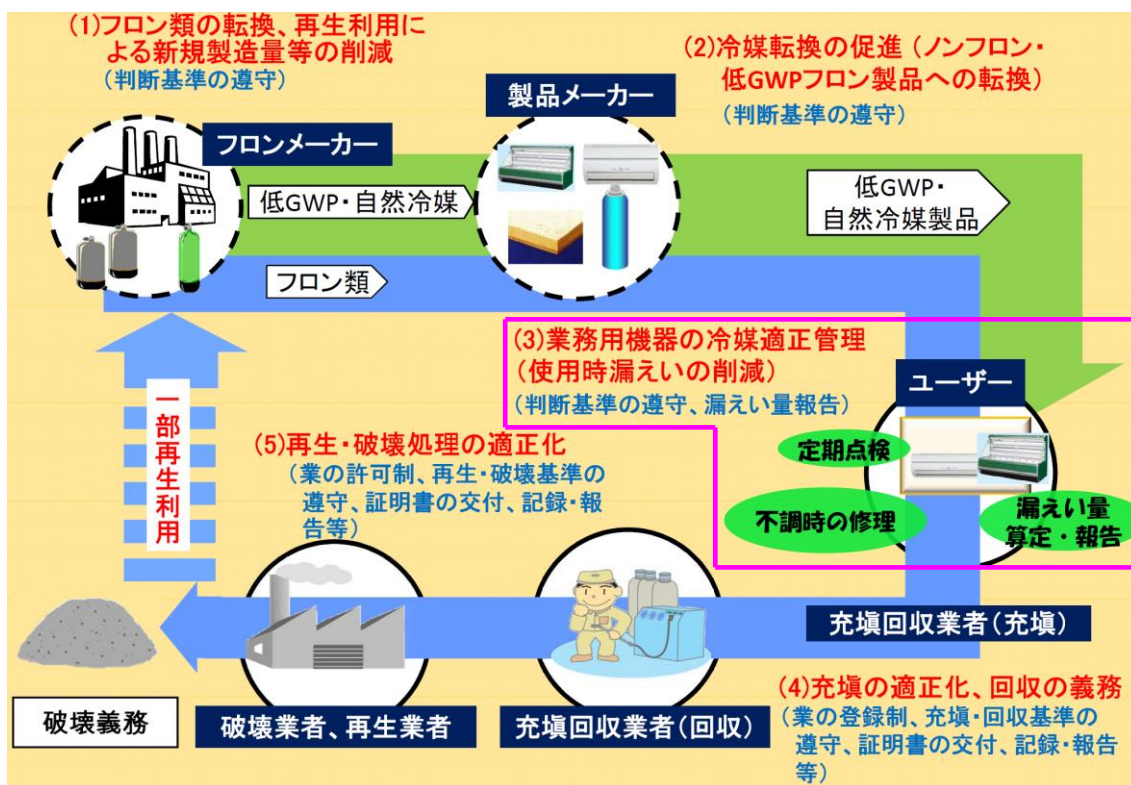
担当: 施設環境部環境安全課
電気・機械グループ
増田(内線2086)

im2086@hirosaki-u.ac.jp

フロン排出抑制法改正概要

フロン回収・破壊法がユーザー（管理者）に機器の適正な廃棄を義務づけていたのに加え、フロン排出抑制法では、冷媒フロン類の漏えい防止のための機器の点検、漏えい時の修理、機器整備の結果の記録・保存、適正な使用環境の維持等が義務づけられ、また、一定量以上のフロン類の漏えいがある場合の国への漏えい量の報告が義務づけられた。

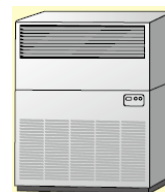
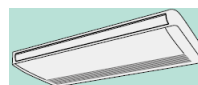
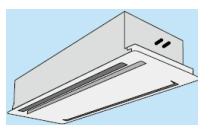
違反した場合、都道府県による指導・命令、または、罰金等の罰則がある。



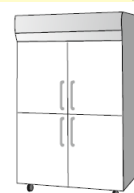
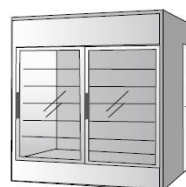
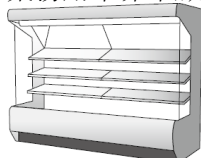
経済産業省改正フロン法説明会資料

対象機器

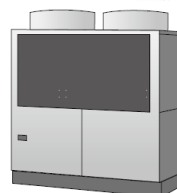
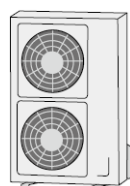
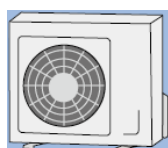
第一種特定製品…フロン類を冷媒として使用する業務用空調・冷凍冷蔵機器・チラー等例）・業務用空調機器



・業務用冷凍冷蔵機器



・室外機



※フロン類とは、オゾン層を破壊する特定フロン（CFC（R11等）、HCFC（R22等））及び代替フロン（HFC（R407等））のこと。二酸化炭素より数千倍高い温室効果がある。

※業務用とは、家電リサイクル法、自動車リサイクル法の対象機器を除いたものこと。

※平成14年度以降製造の対象機器は、銘板に「第一種特定製品」等の記載がある。

管理者の機器管理に係る判断の基準

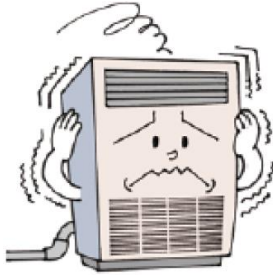
平常時の対応		漏えい発見時の対応
①適切な場所への設置等 ・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全。	②機器の点検 ・全ての第一種特定製品を対象とした簡易点検の実施。 ・一定の第一種特定製品について、専門知識を有する者による定期点検の実施。	③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止 ・冷媒漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置の実施。



④点検等の履歴の保存等 ・適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存。 ・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

経済産業省改正フロン法説明会資料

①適切な場所への設置等



機器に損傷をもたらすような振動源が周囲に設置しないこと。



機器の周囲に点検・修理のために必要な作業空間を確保すること。



機器周辺の清掃を行うこと。

経済産業省改正フロン法説明会資料

②機器の点検

全ての第一種特定製品について、四半期に一度の基本的な目視による簡易点検を実施する。更に、圧縮機の定格出力に応じて、1年または3年の法定期間内に有資格者による定期点検を実施する。

第一種特定製品	圧縮機の定格出力*	簡易点検	定期点検	漏えい量**
空調	7.5kW 未満	四半期に一度	なし	年度毎に集計
	7.5kW 以上 50kW 未満		3年に一度	
	50kW 以上		1年に一度	
冷凍冷蔵	7.5kW 未満	1年に一度	なし	
	7.5kW 以上		1年に一度	

* GHP（ガスヒートポンプ）の場合、エンジン定格出力と読み替える。

** 漏えい量は、整備時の充填量と回収量の差。（充填量－回収量＝漏えい量）

③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

フロン類の漏えいを発見した場合、速やかに専門業者に依頼して、漏えい個所を特定、修理を行ったうえで、フロン類の充填を行うこと。漏えい個所を特定、修理しないまま繰り返し充填することは原則禁止。

④点検等の履歴の保存等

簡易点検、定期点検、修理及びフロン類充填・回収に関する履歴を記録し、機器を廃棄するまで保存すること。また、修理完了後 30 日以内に専門業者が発行する充填証明書・回収証明書からフロン類充填・回収量を記録し、証明書を保存すること。

フロン排出抑制法情報

○環境省

フロン回収・破壊法改正(平成27年施工)

- ・フロン排出抑制法の概要
- ・第一種特定製品の管理者の役割と責務
- ・ユーザーによる冷凍空調設備機器の維持管理について
- ・簡易点検の手引き(冷凍冷蔵ショーケース・業務用冷凍冷蔵庫編)
- ・簡易点検の手引き(業務用エアコン編)
- ・第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

○一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会

改正フロン法説明会資料ダウンロード

<http://www.jarac.or.jp/seminar/f1d.html>

○一般社団法人日本冷媒・環境保全機構

フロン排出抑制法説明会資料

<http://www.jreco.or.jp/guidance.html>